

## 【KT-report 05】 取組みの対極性

細部を【KT-report 04】記述した内容を踏まえて、具体的に本会の運営・活動・事業の現状・実態との係りを考察する。

本会は、会員相互の自主的な任意団体であるとする一方で「法規制を受け、権威付けされた高度な公共性を持つ団体である」という事を会員はしっかり認識する必要がある。特に会長（代表者）および執行役員はよくよく認識を強固にし、遵守・順法精神を發揮すべきである。重要な責任を負うということから以下図(表)－1の役員手当が支給されているのである。とりわけ、会長（代表者）は8万円も受け取っている。

執行役員		一般役員	
会長(代表者)	80,000 円/年	監事	5,000 円/年
副会長	50,000 円/年	福祉協力員	5,000 円/年
部長	30,000 円/年	隣組長	8,000 円/年

図(表)－1

### 1. 本会の役員は「本会の非常勤職員」

この本会態勢を社会通念上の「ボランティア」とは言わない。「ボランティア」とは、元々は「志願者」「有志者」という意味を持つ言葉である。確かに無償・有償の区分けの論議があるにしても、最も定義づける言葉は「自発的に」である。自分の意志で、かつ無償で行う活動のことをいう。根源的には無償奉仕活動を行う者のことを指す。特にこのような高額の役員手当を貰っている執行役員については「ボランティア」と言わない！ また、歴代の新旧執行役員は、純粋な無償奉仕精神を以って献身的に自ら進んで立候補した「志願者」「有志者」ではない、自発者ではないのだ。 “ やりたくなかったが、懇願されたので仕方なく引き受けたのだ、だから、～してやっているのだ、役員手当を貰うのは当然だ ” というのが本心であろう。役員手当を返上した人は皆無（ゼロ）だっただろう。つまり、本会役員手当支給の意図は、「町内会の仕事に対する労働対価」なのだ。本会役員はいわば「本会の非常勤職員」と見做せるのだ。そもそも、前記「第 260 条の 16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。」を踏まえると、本会の役員は、本会の運営全般に一般会員から委任を受けているということ、逆に言うと一般会員は本会の運営全般の業務について役員に委任しているという双務契約関係にある。率直に言って、執行役員の役員手当は引下げ、とりわけ環境衛生部長、防犯防災部長は業務量からして手当金額をそれ以下にさらに引き下げるべきである、その剰余原資を隣組長に再配分すべきである。

### 2. 本会の問題

#### (1) 総会決議の無い大規模事業

2020(令和2)年度、本会公民館にエアコン設置工事——公表されていないので詳細は知り得ないが、50万円超？（総工事費約63万円、山形市補助約21万円、本会実支出約42万円）——が行われた。2020(令和2)年12月10日（木）時点において、回覧などにより何も広報されていない。知っているのは、公民館を利用した一部の会員のみである。問題は、令和2年度事業計画の中に入っていない。つまり、総会で決議されていない。その工事費を一部の執行役員で工事施工を決定したこと。そのやり方は、地方自治法図(表)－2の条項に照らして明らかな法令違反である。

第 260 条の 6	認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、 <u>規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。</u>
第 260 条の 16	認可地縁団体の事務は、 <u>規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。</u>
図(表) - 2	

すると“ いやいや、エアコン設置工事は、図(表) - 3/1 のとおりの本会規約第 13 条――の『(5) その他必要と認める事項』に入るとか、図(表) - 3/2 のとおりの令和 2 年度事業計画――の『(6) その他町内会運営上必要な事業』に入り、何ら問題ない。 ”などと言うだろう。

<p>第 13 条 通常総会で決議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業報告及び決算報告</p> <p>(2) 事業計画及び予算の承認</p> <p>(3) 役員を選出</p> <p>(4) 規約の改正</p> <p><u>(5) その他必要と認める事項</u></p>	<p>第 1 号議案 令和 2 年度 事業計画</p> <p>2. 主要な事業計画</p> <p>(1) 総務部関係</p> <p>①市報等行政情報などの配布・回覧、書類の整備管理、夏祭り納涼ビアガーデン開催、世帯票の更新手続き等</p> <p>②行政への必要な陳情等</p> <p>③月山神社例大祭の共同齋行</p> <p>④里山さわやかロード「林道上桜田線」の草刈り、芸工大前通線歩道の草刈り、三桜田堰上げ等</p> <p>(2) 会計部関係</p> <p>①町内会費の円滑な徴収、適切な入出金業務、備品管理等</p> <p>(3) 環境衛生部関係</p> <p>①山形市一斉清掃との連携実施、町内会施設の整理・整頓・清掃活動等</p> <p>(4) 防犯防災部</p> <p>①防犯防災の定期巡回、防犯街路灯巡回・目視点検巡回、防犯・防災の啓発等</p> <p>②上桜田防災会事務局業務、防災訓練等</p> <p>(5) 福祉部関係</p> <p>①上桜田いきいきサロンの毎月実施、介護予防の集い開催、三者懇談会(六役・民生児童委員・福祉協力員)の開催等</p> <p><u>(6) その他町内会運営上必要な事業</u></p>
図(表) - 3 / 1	図 - 3 / 2

しかし、その指摘はまったく当たっていない、その言い訳には問題がある。なぜならば、この『その他町内会運営上必要な事業』の文言の意味は、その本旨は「前段の主要項目にはない軽微な項目(あるいは)事業」と同義である、これは至極一般的な社会通念である。したがって、総会決議に具体的事業名を挙げなかったが、年度途中において新しい事業を展開したいとなった場合、前段の主要項目の予算規模よりも以下であれば問題はないだろう。しかし、前段の主要項目の予算規模よりも遙かに超える令和 2 年度最高額の単体事業について、事前<sup>はか</sup>に総会に諮らずして、代表者(関係役員)の一存で実施したことは、規約の規制を超えて明白な法令違反である。

(2) 規約改正に消極的

本会は、持家約 310 世帯、借家アパート約 250 戸の会員を有し、総額 400 万円近くの予算規模を以って運営している。執行役員の恣意的な運営は絶対に許されないこと、透明性のある運営が必須である。そのための具体策は規約に明記すること。地方自治法を再確認すると図(表)－4 のとおりである。規約にないことは執行役員の一存で出来ない、やるとすれば、総会に諮らなければならない、諮って決議された「もの・こと」のみを執行出来るのである。別視点の切り口で言えば、いちいち総会に諮らなければならないということは、ある面で執行部の執行権限を狭めていることになる、何としても、規約つまりは運営のルールを予めきちんと整理・整備していることが、法治国家における遵法精神に倣う実践である。これは、執行役員の責務でもある。

<p>第二百六十条の三</p>	<p>認可地縁団体の規約は、総構成員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。前項の規定による</p> <p>第 2 項 <u>規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</u></p>
<p>図(表)－ 4</p>	

前記のとおり本会の執行役員は「本会の非常勤職員」であり、必要な規約改正がありながら、規約改正は面倒臭いなどと放置することは法律上の不作為——「自ら進んで積極的な行為をしないこと」「法によって期待された行為をしないこと」——に当り、法令の違背行為になる。面倒臭いからやらない、やりたくないことを正当化するために、第 260 条の 3 の条項をことさら強調しわざとハードルを上げて、すべき規約改正をやらないのであれば、自分達（代表者）の執行範囲を狭めていることになる。つまり、代表者（会長と指揮下の執行役員）は、上記法令上現行規約の字面から素直に読み取れる範囲のことしか出来ないのだから、自分で自分の首を半締め（真綿締め）しているようなものである。百歩譲って、規約改正についてはもう少し模様を見ようとするのであれば、既存の細則の充実を図るとか、要綱や専門部マニュアルなるものを新規に作って整備を図ればよいこと。代表者（会長）は 1 期 2 年の短い就任期間図(表)－5 の中で、そのような姿勢は、結局は後任（後釜）に良いものを引継ぐ、後輩を育てるということになる。

<p>1 年目</p>	<p>1 サイクルは勉強の期間（パブリックコメントやアンケート手法を取り入れる）</p>
<p>2 年目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 年目に感じた問題点や課題を改善する。</li> <li>・ 2 年目でも改善出来なかった課題は、懸案事項として次期執行役員に書面で引継ぐ。</li> <li>・ 規約改正に織り込むべきとした点は、素案を作成し、懸案事項として次期執行役員に引継ぐ。</li> </ul>
<p>図(表)－ 5</p>	

### 3. 私達のやったこと

私が執行役員の任に着いた柴田和宜体制下において、上記類似の活動があったことからその一旦を紹介する。上桜田公民館内に設置した「防災用品収納庫（通称『防災庫』）」の件を取り上げる。経過の大筋は以下図(表)－6 のとおり。私は、前年度（船越隆体制）総会資料記載の事業計画に本件が記述されていなかったことから、次のようなことを三役会議で提起した。

- ・ 1；そもそも事業計画には無いのに、大金（正確には失念してしまったが、30 万円前後？ 正確には本会公民館金庫収納済領収書による。）を要する事業をやった良いのか？ やれないだろう。
- ・ 2；やるとすれば数業者に対して相見積りをすべきである。
- ・ 3；やるとすれば過程を出来るだけ透明性を以って公開すべきである。

しかし、上記2点については、「やる！ 田中工務店への発注は既定の方針」ということであった、既定路線と受け止めた。そこで、私は総務部長の任において、少なくとも工事予告と完成報告を回覧しなければならぬと訴え周知することにした。

年月日	動き
平成 27 (2015) 年 4 月 1 日 (水)	柴田和宜体制始動
平成 27 (2015) 年 5 月下旬	三役会議で柴田和宜会長から「防災庫設置は前会長から引き継いだ」と開陳 (私は初めて知った)
平成 27 (2015) 年 11 月 1 日 (日)	防災用品収納庫設置について回覧により <b>工事予告</b> ( <b>別紙 1</b> で周知)
平成 27 (2015) 年 11 月 6 日(土) ~7 日(日)	[防災用品収納庫設置の <b>実工事完成</b> ]
平成 28 (2016) 年 1 月元旦 (金)	防災用品収納庫設置について会報により <b>完成報告</b> ( <b>別紙 2</b> で周知)
平成 28 (2016) 年 3 月 20 日 (日)	平成 27 年度総会において、総会資料の事業報告に「防災用品収納庫完成確認」と明記し、経過を説明した。
図(表) - 6	

このような取り組みでも許しは頂けないだろうが、当時、私は勉強不足で地方自治法を十分に理解していなかった、直感として、「**当初事業計画に無くこれだけの大金を伴う工事は、少なくとも、工事着手前の予告と工事完了後の報告は回覧などにより会員に公開・周知すべし**」と思い次善を尽くした、その時は**最善を図った**。

.....

余談だが、当時、会長から次のような話があった。

- ・ 本会公民館の屋根の塗装を引継がれた。**(前)**
- ・ (宗) 月山神社屋根の塗装も必要だと引継がれた。**(後)**

私は、“ 両方共に総会に諮<sup>ほか</sup>っておらず、執行許可の決議を貰っていないのでやれない。前者については、見積れば 100 万単位の大きな工事費になることから、相見積りの必要性についても言及するなど、詳細な計画を立てないとだめだ。後者については、本会とは関係のない外部団体、それも信教の自由に係る宗教法人の財産であり論外だ。 ”と主張し、結局は実施しなかった。

.....

本来は、前年度総会において事業計画に計上すべきであったが、次善の策として対応した状況について、下記資料を以って記述する。

- 別紙 1 (5 ページ)・・・防災用品収納庫設置について工事を予告した回覧
- 別紙 2 (8 ページ)・・・防災用品収納庫設置について完成を報告した会報

# 回 覧②

## 防災用品収納庫の設置について

“災害は忘れた頃にやって来る”と言われ、夜間、停電、気象悪条件などの下での対応を強いられるが、「上桜田防災会」（会長は町内会長が兼務）には、現在、次ページ記載の用品を配備しています。しかし、収納庫が無いために、公民館内の 1 階南側廊下に一時的に保管しています。今後、必要な用品・器材を順次整備する事になります。

ついては、それら防災用品の安全かつ適切な保管が必要であると考え、役員会で検討し、設置工事を速やかに実施する運びとなった事から概要をお知らせします。

### 1. 設置に係る前提 3 要件

夜間、停電、気象悪条件などの悪環境化に於いても、迅速な利活用という点から次の 3 要件を念頭に望ましい設置場所を検討した。

- ①用品の一か所集中保管とする。(分散配置は、緊急時対応としては好ましくない。)
- ②非常用食料の備蓄も検討している中で、凍結や高温多湿の庫内環境は避けなければならない。
- ③冬期間の降雪に左右されること無く、常時持ち出しが可能な状態として置く必要がある。

### 2. 具体的な設置場所と長短

上桜田公民館内部に設置、屋外に設置する場合の 4 通りについて、その長短を比較検討した内容は下表のとおりであります。

	A 案；本館内部	B 案；屋外
具体的な場所	玄関入口左側（南側ゲタ箱の所）	B-1；公民館外付け西側資材倉庫の改修 B-2；本館入口の外北側に小型ガレージ（物置）の設置 B-3；上桜田公園あるいは芸工大前公園内への小型ガレージ（物置）の設置
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓上記 1 の 3 要件を満足する。</li> <li>✓防災対応拠点となる公民館と一体化する事から利活用の迅速性が確保される。</li> <li>✓土砂災害指定区域から外れており、地区避難所指定施設になっている。</li> </ul>	A 案より安価になる可能性がある。
短所	玄関入口のスペースが若干狭くなる。	B-1 ⇒敷地の北側を通過・往来する事となり、特に冬期間の夜間は安全性確保に問題がある。 B-2・3 ⇒冬期間の凍結、結露や夏場の高温多湿等庫内環境が劣悪化する。冬期間は常時（24 時間・365 日）の除雪を行っていないなければならない。

### 3. 決定内容

6月14日（日）および10月11日（日）の執行役員会議（6役+2監事）・上桜田防災会議を開催し、一致を見た決定事項は次のとおりであります。

#### (1) 設置場所

前記2の内容を踏まえて、同館内部、玄関左側（南側）の現在の下駄箱の所に設置する。

#### (2) 大きさ

現在の用品ボリュームおよび将来の増加を考慮し、次の大きさ（概寸）とする。

幅 2.7m × 高さ 2.6m × 奥行 0.6m

（現在の下駄箱 幅 1.8m × 高さ 1.6m × 奥行 0.3m）

#### (3) 予算等

当町内の（株）田中工務店に工事を依頼し、妥当な価格を交渉中である。

引当予算項目は、「上桜田防災会（特別会計）」等を引き当てる。

#### (4) 実施時期

10月末に着手した。

#### (5) その他

- ・取り外した下駄箱は、利活用を検討中である。
- ・当該下駄箱の上部に掲示していた絵画（新林由啓さん寄贈）は、男子トイレ入口左側の壁面に移動・掲示する。

### 4. 現有防災用品

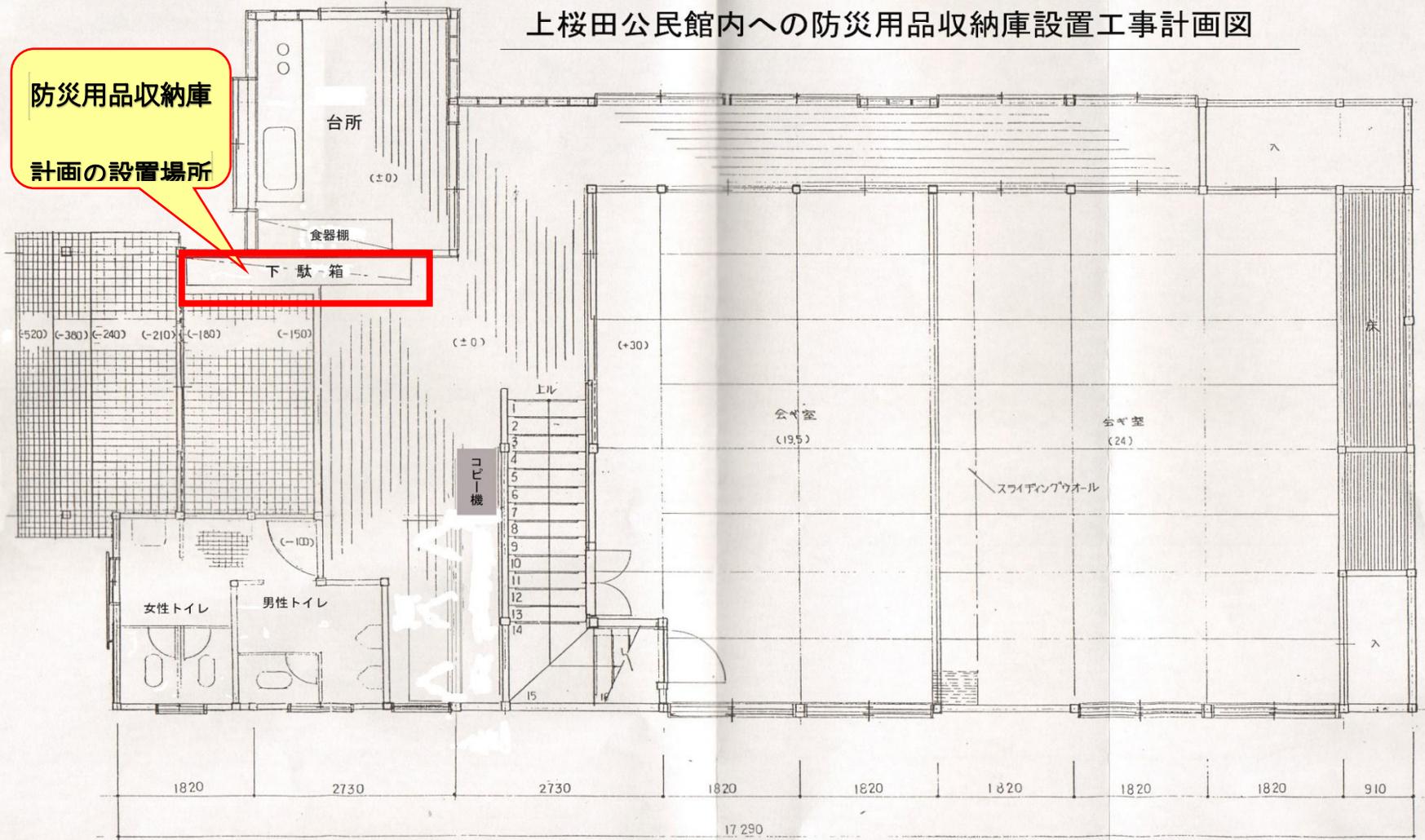
下表のとおりあり、現時点では格別の使用訓練は必要ないものと判断しています。

用品名	仕様・規格	配備数
テント一張一式	仕上がり縦 3.58m × 横 5.35m × 高 2.84m	1
自然通年型開放式石油ストーブ	暖房出力 2.5 kW	2
レфлекター	（赤色の手持ち案内誘導灯）単一電池 2 個使用 <sup>(※1)</sup>	2
小型ランタン	L E D、単一電池 4 個使用 <sup>(※2)</sup>	1 0
ハンドメガホン	（赤色）	2
保護帽	（白色のヘルメット）飛来落下防止用・電気用 7,000 V 以下	1 0
スタッフ用 ジャケット	（緑色）ビニール網目作り	1 0
トランシーバー	（特殊小電力トランシーバー）ケンウッド	4
乾電池	単一 <sup>※1</sup> (2 × 2) + <sup>※2</sup> (4 × 10) = 44	4 4
	単二	4
	単三	2 0

# 上桜田公民館内への防災用品収納庫設置工事計画図

防災用品収納庫

計画の設置場所



No.	工事名	図名	縮尺	設計	担当印	検印	面	1階	m <sup>2</sup> (坪)	敷地	m <sup>2</sup> (坪)
日付	上桜田公民館 防災用品収納庫設置	平面図	1/50				積	2階	m <sup>2</sup> (坪)	面積	m <sup>2</sup> (坪)
							計		m <sup>2</sup> (坪)	建ぺい率	%

# “かみさくらだ”



## [ 年頭の挨拶 ] 上桜田町内会長 柴田和宜

新年おめでとうございます。ご家族共々清々しい新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。昨年中は当町内会活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、平成28年今年の干支は「申（さる・猿）」です。「さる」の性格にちなんでいろいろ言われますが、処世訓とも言われる三猿の「聞かざる、言わざる、見ざる」の“他人の悪い面に目を向けるのではなく、良い面に注目しよう”という一つの教えにあらためて耳を傾け、多様性を抱擁し前向きな挑戦の年にしたいものだと思っています。

皆様方のさらなるご活躍と健康・ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

先般、平成27年11月1日付けで、上桜田公民館内への「防災用品収納庫の設置について」を回覧しておりましたが、11月上旬に完成しました。その様子を紹介します。

下の写真は全体の様子です。防犯用器材も一緒に保管しています。なお、テントの橋脚については重く、スムーズな出し入れに無理を伴う事から、現状どおり、一階南側廊下に保管しています。

- ・ 新林由啓さんから寄贈されている絵画は男子トイレ入口の左上壁面（空いていた）に移動しました。
- ・ 取外した下駄箱は台所入口右手の突き当りに置いており、町内会活動に係る関係資料等情報（規約類、町内会が発信した会報・回覧、一般諸情報、上桜田防災会）のファイリングキャビネットとして活用しております。自由にご覧ください。



◎お知らせ  
上桜田公民館に掲示している賞状・写真等を更新したく、広く会員に募集した処、山川勇一さんを初め複数の方から提供（寄贈）を賜りました。一階の長押に掲示しているの、公民館に行く機会がありましたら是非ご覧ください。また、スペースがありますのでご提供ください！

◎お知らせ  
公民館および芸工大前集会所の内部に、山形市防災対策課から配布された大判の「山形市土砂災害避難図（滝山地区 詳細図）」を掲示しております。

県民の森フォトコンテスト  
最優秀に山川さん  
山形市と山辺町にまたがる県民の森を収めたフォトコンテストの入賞者が決まった。最優秀賞に山形市上桜田2丁目の団体役員山川勇一さん(73)の「早春の朝」が輝いた。



2015 (H27) 1024 (土) 山川勇一さんの「早春の朝」 山形新聞

吾が町内会在住の方で、それぞれの分野において、活躍されている功績に対し、賞状を授与されたニュースがあった事から紹介します。

## 皆さん、誠におめでとうございます。

一つ目(㊀)は、昨年10月24日(土)付、山形新聞に掲載された記事の抜粋です。当町内会5組の山川勇一(現在5組長)が、(公財)山形県みどり推進機構(理事長 細野武司氏)主催フォトコンテストで最優秀に輝きました。公民館内に掲示しています。

二つ目(㊁)は、昨年11月6日(金)付、山形新聞に掲載された記事の抜粋です。当町内会2組( )の遠藤健二さん(現在町内会監事)が、「やまがた縁結びたい」のメンバーとして、4組も結婚につなげた事が評価されて、山形県知事より感謝状が授与されました。なお、今日現在では6組も縁結びに貢献されています。

三つめは、社会福祉関係です。在宅の95歳以上の高齢者と同居している家族や70歳以上の寝たきり・認知症高齢者と同居・介護している家族に対して、(社福)山形市社会福祉協議会会長が感謝状を贈る「敬老家族」として、向田民生委員・児童委員(16組)の推薦により、本年度は当町内会の志鎌忠雄さんご家族、柴田忠明さんご家族が授与されました。 本当にお疲れ様です。

縁結びに尽力 3人に感謝状 知事  
ボランティアで仲人活動を行い、結婚を望む男女を支援する「やまがた縁結びたい」のメンバーで、これまで3組以上の成婚に結びつけた3人に対する知事感謝状の贈呈式が5日、県庁で行われた。感謝状を受けたのは、4組を結婚につなげた遠藤健二さん(山形市)と阿部潤重子さん(同)、3組を成婚させた片桐香代子さん(天童市)。



吉村美栄子知事から感謝状を受ける遠藤健二さん(中央)と阿部潤子さん(左) 県庁

吉村美栄子知事と懇談した遠藤さんは「女性が結婚相手に求める条件はかつての『3高』(高収入、高学歴、高身長)から『4低』(低リスク、低依存、低姿勢、低燃費)に変わるなど、時代の変化に伴い結婚観が

阿部さんは「相手を見つけるためには『妥協』と『妥当』の違いが付き、許容範囲を広げることが大事だと感じる。相手の良い面を積極的に見る意識も必要」と話した。

「縁結びたい」は2013年9月から活動し、これまで13組が成婚している。本年度から成婚実績が3組以上の仲人に感謝状を贈呈することにした。

2015 (H27) 1106 (金) 山形新聞